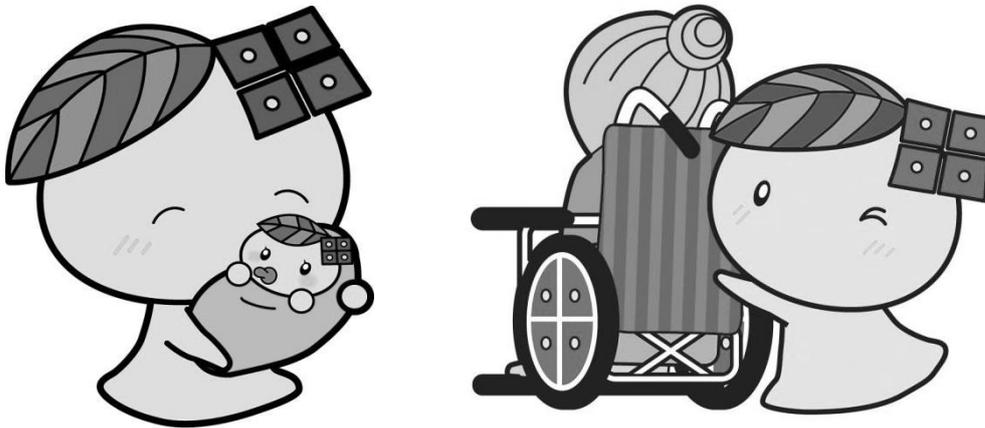


生野区地域福祉計画

2018-2022



平成30年（2018年）3月

生野区役所

はじめに

本冊子をはじめ読んでいただくにあたって、区民のみなさんや関係者のみなさんに、まず知っていただきたいのは、「地域福祉」という言葉です。

「福祉」という言葉は一般的によく聞く言葉ですが、「地域福祉」という言葉は聞き慣れない方もたくさんおられるかと思います。

「地域福祉」とは、「だれもが住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らし続けていくためには、住民や行政をはじめ、地域にかかわるすべての人の力をあわせて、共に生き、共に支え合い、みんなが生活を共に楽しむ地域を作り上げていくこと」とされています。

この計画は、生野区の「地域福祉」が近い将来どのような姿であるべきなのか、その実現に向けてどのように進めていけばいいのかということに対し、区役所がどのようにして地域住民のみなさんと一緒に福祉の課題に取り組んでいけばいいのか、何よりも地域住民のみなさんがどのような形で「地域福祉」の推進を支える力となれば、生野区に住んでよかったと思えるだろうか、といったことを念頭に置きながら、平成26年（2014年）に策定した「生野区地域福祉ビジョン」の理念を承継しつつ、あらためて区の現状と今後の課題を再認識して作成しました。

昨今の社会情勢は時々刻々と変化しています。それに応じて「地域福祉」をとりまく課題も変化していくため、区役所としても、この計画の策定と同時に引き続き次の新たな課題にも向き合っていくことになろうかと思われませんが、生野区の「地域福祉」の推進にお役に立てるように不断の努力を重ねてまいります。

生野区長 山口照美

目次

はじめに

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の背景と趣旨 1
- 2 計画の位置づけ 2
- 3 計画期間 2
- 4 計画の推進・評価 2

第2章 計画の理念 3

- 1 「居場所」と「持ち場」 3
- 2 計画の基本理念 3

第3章 地域福祉にかかる現状 4

第4章 施策展開の方向性 8

- 1 ずっと安心して暮らせる環境づくり 8
- 2 ひとりも取りこぼさない支援を 9
- 3 すべての人々の人権を互いに尊重し認めあえる環境づくり 11
- 4 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり 12

第5章 推進を支える力 14

- 1 住民主体による福祉コミュニティ 14
- 2 多様な協働（マルチパートナーシップ） 14
- 3 担い手づくり 15

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

大阪市では、平成24年7月に策定された「市政改革プラン」に基づき、ニア・イズ・ベターの考え方のもと、区役所が担う基礎自治行政に関しては区長の権限と責任で実施することとなり、生野区においても、平成25年3月に、区のみならずべき将来像として、「生野区将来ビジョン」（以下、「区将来ビジョン」という。）を策定しました。

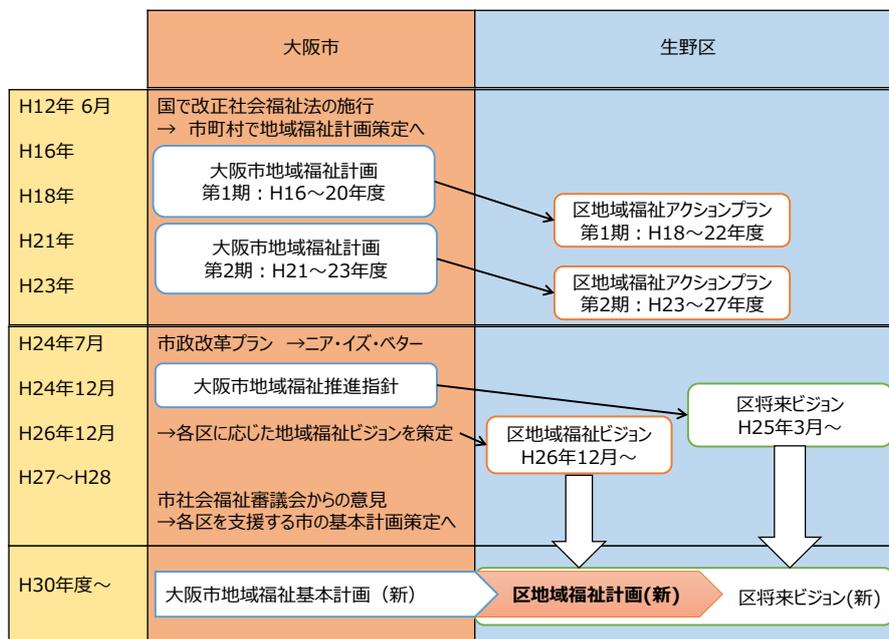
地域福祉の分野においても、平成24年12月に「大阪市地域福祉推進指針」（以下、「市地域福祉指針」という。）が策定され、各区における地域福祉の共通の指針・方向性が示されました。

生野区では、これら区将来ビジョン、市地域福祉指針の趣旨を踏まえ、地域福祉の分野における区の特長・実情に応じた将来像と、その実現に向けた取組を推進していくため、「生野区地域福祉ビジョン」（以下、「区地域福祉ビジョン」という。）を、平成26年12月に策定しました。

また、平成29年8月には、ニア・イズ・ベターをさらに推進していく観点のもと行った区政の検証を踏まえ、「市政改革プラン2.0（区政編）」が策定（令和4年3月に「市政改革プラン3.1（区政編）」に改訂）されたことから、生野区においても、区の将来像と施策の方向性を示すため、新たに「区将来ビジョン」を策定することとしました。

さらに、地域福祉の分野では、各区に共通する福祉課題への対応として基礎的な部分となるしくみや、大阪市全体で中長期的な視点を持って進めることが必要な取組を定める「大阪市地域福祉基本計画」（以下、「市基本計画」という。）が、策定されることとなりました。

このように、区政全般をはじめ、地域福祉を取り巻く情勢にさまざまな動きがある中で、あらためて区の地域福祉の現状を見つめ直すとともに、この間の取組を踏まえたうえで、課題を再認識し、地域福祉のみならず方向性を定めるため、「生野区地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）の策定に至りました。



2 計画の位置づけ

本計画は、基礎的な計画である市基本計画とともに、生野区の特性に応じた地域福祉の方針・施策を定める計画として、社会福祉法第 107 条に定める「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、生野区の将来像を示した区将来ビジョンが示す方向性の中で、区の特性やニーズに応じた地域福祉の方針を示し、それを具現化するための計画とします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、区将来ビジョンと同様、平成 30(2018)年度から令和 4 度 (2022) 年度までの 5 年間とします。(令和 4 年 4 月に計画期間を 1 年延長しました)

4 計画の推進・評価

地域福祉を推進していくにあたっては、あらゆる担い手が主体となります。

その中で、区役所は、本計画のような地域福祉のめざすべき全体像を示し、それに向けてそれぞれの主体とともにさまざまな取組が推進されるよう支援していく役割を担います。

なお、社会福祉法において地域福祉推進の中心的な担い手として規定される社会福祉協議会は、本市では極めて公共性の高い団体として準行政機関と位置づけられており、生野区においても、生野区社会福祉協議会との間で、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結し、行政と社会福祉協議会が相互に役割を分担し、連携・協働できるよう、ともに地域福祉の推進に取り組んでいます。

また、行政機関として限られた経営資源（予算・人員・時間等）を使って最大限の効果をあげるため、ニーズの的確な把握とその対策の企画立案（Plan）、事業実施（Do）、実施状況の評価（Check）、評価を踏まえた事業の効果的な見直し（Action）という、いわゆる P D C A サイクルの考え方のもとで、毎年度策定する区運営方針等により、本計画の推進に向けて取り組んでいきます。

第2章 計画の理念

1 「居場所」と「持ち場」

区将来ビジョンにおける基本となる考え方に「居場所」と「持ち場」というキーワードがあります。

「居場所」とは、誰もが安心して暮らせるためのセーフティネットが機能していることを意味し、「持ち場」とは、自分の得意技や経験、力や時間を活かしてみんなが関わることを意味しています。

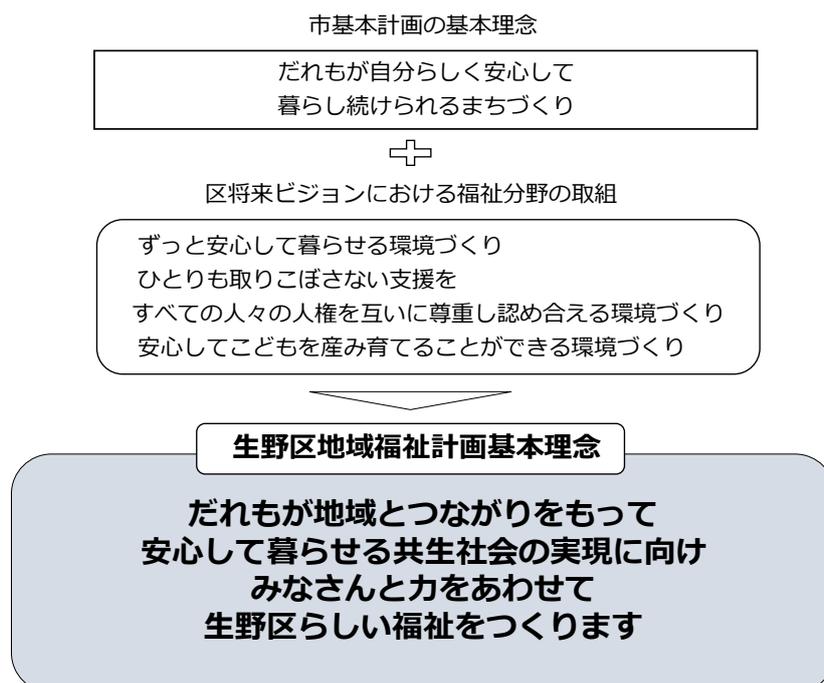
すなわち、区の誰もが、まず「居場所」を備えていること、そして、各々の「持ち場」があること、さらに、各々の「持ち場」を「つないで」いく。このことが、区全体として、大きな力になり、持続可能なまち、発展するまちへの原動力となります。

「居場所」と「持ち場」、これは、生野区の将来に向けて、すべての取組の根底にある共通の理念です。

2 計画の基本理念

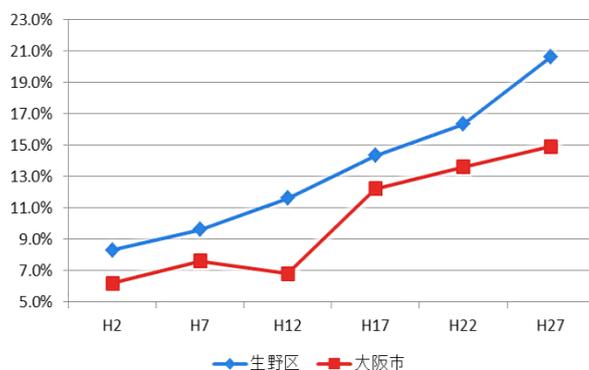
本計画は、市基本計画の理念と区将来ビジョンにおける福祉分野の取組を包含し、その根底には、誰にも「居場所」と「持ち場」があり、それぞれの「持ち場」を「つないで」いくという考え方があります。

その考え方をもとに、これまでの区地域福祉ビジョンの理念を承継し、「だれもが地域とつながりをもって、安心して暮らせる共生社会の実現に向け、みなさんと力をあわせて、生野区らしい福祉をつくります」を基本理念とします。



第3章 地域福祉にかかると現状

(1) 単身高齢者率の推移



総務省 国勢調査から

生野区では、65歳以上のひとり暮らし高齢者（単身高齢者）の割合が大阪市の平均よりも高い状態で増加し続けています。

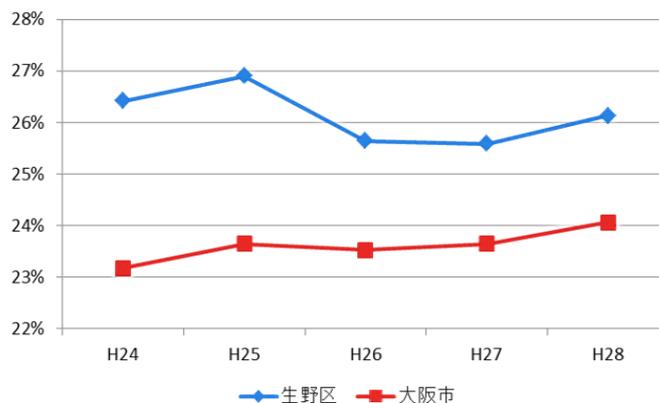
(2) 健康寿命の推移

	生野区		大阪市	
	男	女	男	女
平成22年	77.23	83.13	76.12	81.86
平成25年	77.36	82.81	76.74	82.12
平成26年	77.47	83.06	77.15	82.46

厚生労働省 市町村別生命表から

生野区では、健康寿命（健康な期間の平均）が大阪市の平均より長くなっています。

(3) 要介護認定者の割合推移（65歳以上）



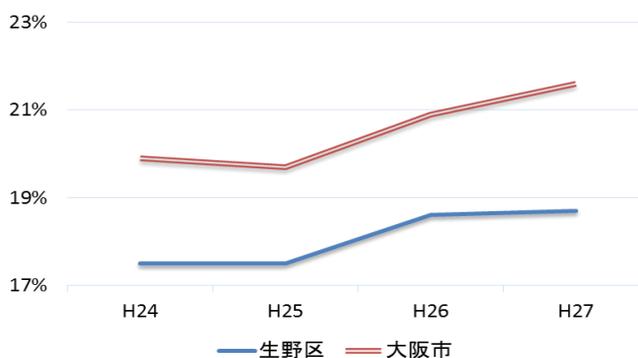
生野区では、65歳以上の要介護認定者の割合が大阪市の平均よりも高い状況が続いています。

(4) 認知症の人の数推移



生野区では、認知症の人の数が大阪市全体と同様に増加が続いています。

(5) 特定健診受診率推移



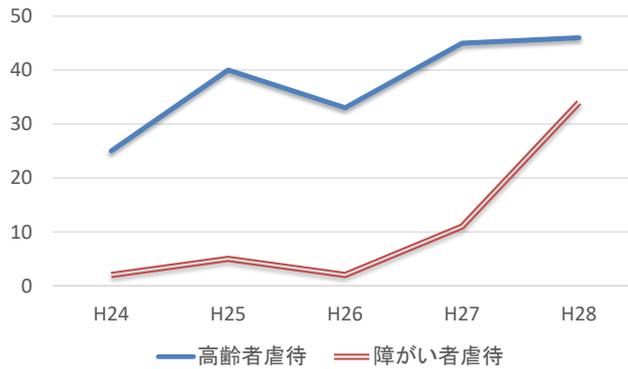
生野区では、特定健診の受診率が大阪市の平均を下回る状況が続いています。

(6) 各種がん検診受診率 (平成 28 年度)

	生野区	大阪市
胃がん	3.0%	3.5%
大腸がん	6.7%	7.8%
肺がん	3.9%	5.8%
乳がん	10.6%	13.4%
子宮がん	10.9%	15.2%

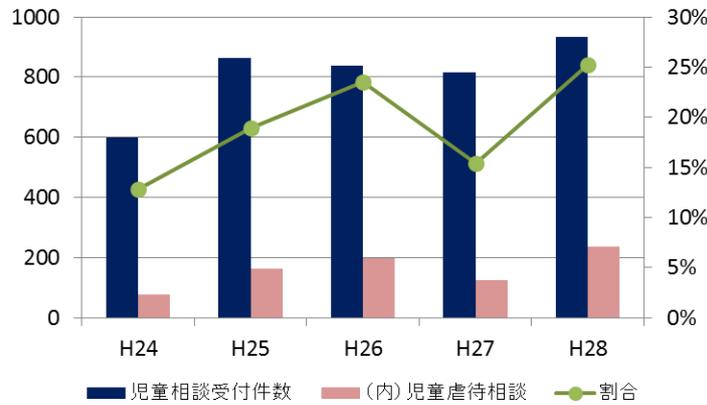
生野区では、各種がん検診の受診率が大阪市の平均を下回っています。

(7) 区内の高齢者・障がい者虐待通報件数



生野区では、高齢者虐待・障がい者虐待の通報件数がともに増加傾向にあります。

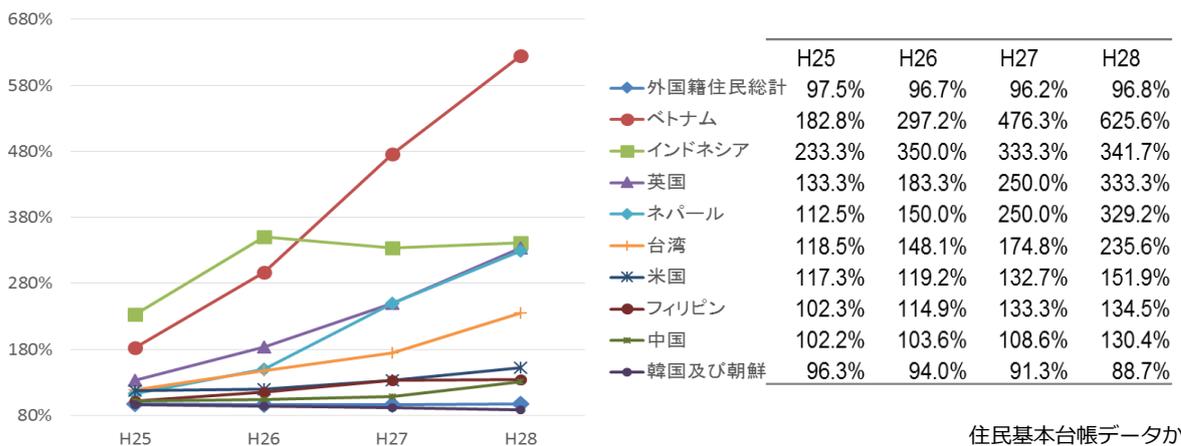
(8) 区内の児童相談受付件数と児童虐待相談件数・割合



福祉行政報告例（生野区抜粋）

生野区では、児童相談受付件数及び児童虐待相談件数は近年増加しています。

(9) 区内における主な外国籍住民の増加率推移（平成 25～28 年／平成 24 年比較）

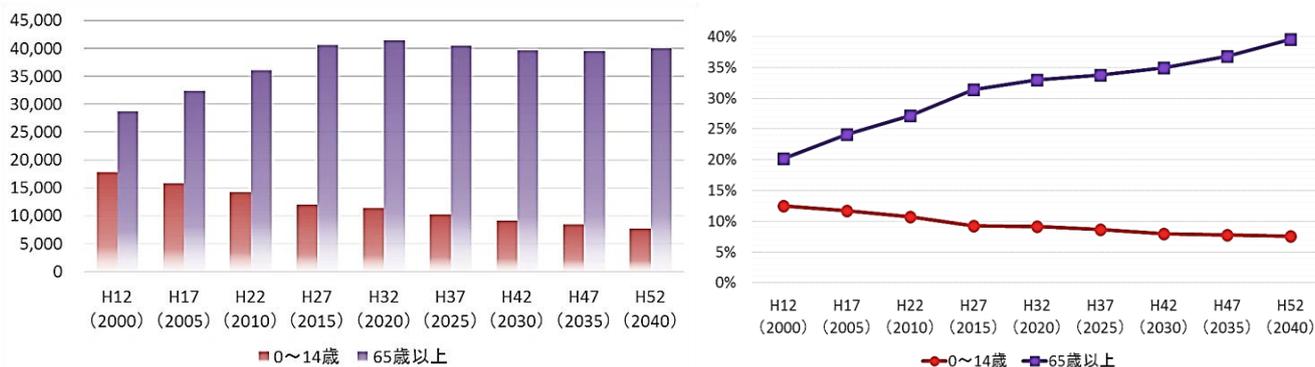


住民基本台帳データから

※数値はそれぞれ年度末時点。平成 24 年を 100%とした場合の比率。

生野区では、近年ベトナム国籍の住民の増加率が特に高まっています。

(10) 年齢階層別人口・割合の推移と予測

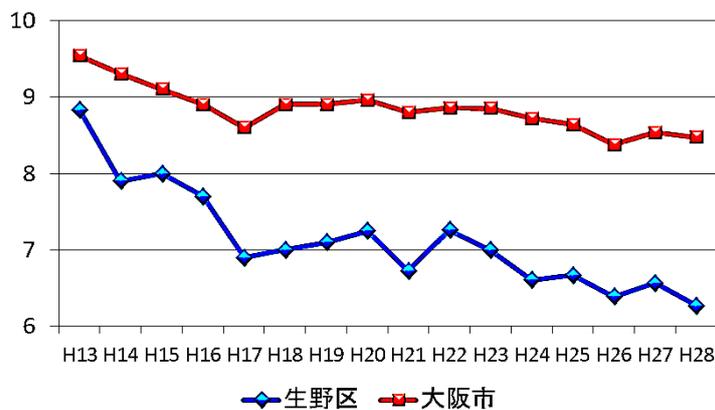


H32 は R2、H37 は R7、H42 は R12、H47 は R17、H52 は R22 へ読み替え

総務省 国勢調査から

2020 年以降は予測値 国立社会保障・人口問題研究所資料『日本の地域別将来推計人口』(平成 25(2013)年 3 月推計)から

出生率の推移



大阪市推計人口から

生野区では、今後も 65 歳以上の人の割合の増加が見込まれる一方で、0~14 歳の人々の割合の減少が見込まれ、出生率も低下を続けているなど、少子高齢化が進んでいます。

第4章 施策展開の方向性

生野区の地域福祉に関する現状や推移から、今後の課題を認識したうえで、課題を解決していくための施策を考えていく必要があります。

本計画の基本理念には、ベースとして区将来ビジョンの理念があることから、本計画では、区将来ビジョンにおける地域福祉分野の課題を踏まえ、目標達成に向けた施策の展開を行い、区の地域福祉に関する事業を推進します。

1 ずっと安心して暮らせる環境づくり

● 課題

生野区では、65歳以上のひとり暮らし高齢者（単身高齢者）の割合が大阪市の平均よりも高い状態で増加し続けています。

また、区民の健康寿命（健康な期間の平均）は大阪市の平均より長くなっていますが、65歳以上の要介護認定者の割合は大阪市の平均より高い状況が続いており、認知症の人の数も大阪市全体と同様に増加が続いており、より一層支援の必要性が高まっています。

さらに、区民の特定健診の受診率や、各種がん検診の受診率は大阪市の平均を下回っていることから、より一層区民の健康意識を高めていく必要があります。

● 目標

誰もが安心して暮らせる共生社会をめざして、地域の福祉課題について地域住民と協働し、その解決に取り組むとともに、区民一人ひとりが積極的に自らの健康づくりに努めることにより区民の健康寿命の延伸を図ります。

● 施策の展開

① すべての世代の健康づくり

生活習慣病予防や介護予防に向けて、区民が自主的に健康づくりの大切さを意識し、持続的な行動へつながるように支援するとともに、生活習慣病やがんに関する知識や各種健（検）診の重要性を積極的に情報提供し、あらゆる媒体を活用した受診勧奨を実施します。

関連事業：地域健康講座、いきいき百歳体操、がん検診レディースデイの開催、

「がん撲滅戦隊いくみんレンジャー」を活用した啓発活動、
各種イベントでの啓発活動 など

② 身近な見守り・支えあい

要介護者に対して、平時から災害時までの途切れのない見守り支援や地域ボランティアによる日常生活の困りごとに対する支援をおこなうとともに、重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めます。

また、区内住民の移動手段のニーズにあった安定的な福祉交通システムの構築を地域団体や民間事業者が主体となって実施できるよう検討のうえ、導入に向けて取り組みます。

関連事業：要介護者見守りネットワーク事業、ご近“助”パワフルサポート事業、
認知症高齢者支援ネットワーク会議、在宅支援ネットワーク会議、
認知症・在宅医療シンポジウム、認知症初期集中支援推進事業、
地域ケア推進会議、生活援助サービス従事者研修、
生活支援コーディネーター事業、地域交通のありかた勉強会、
福祉有償運送運転者育成講習会 など

2 ひとりも取りこぼさない支援を

● 課題

住民同士のつながりなどの人間関係の希薄化により、地域コミュニティの機能が弱まっていく中で、高齢者、障がい者、こども、ひとり親家庭、生活に困窮している人、あるいは複合的な課題がある人など、支援が必要な人に必要なサービスが確実に届くように、取りこぼしのない支援が求められます。

平成 28 年 6 月から 7 月にかけておこなわれた「大阪市子どもの生活に関する実態調査」の結果によれば、家庭の困窮度によって、こどもの学習の理解度や勉強時間、さまざまな社会活動を体験する「機会」に差がみられることから、機会を提供する「居場所づくり」や、支援が必要な世帯に早期段階から必要なサービスが届くような仕組みづくりが必要であるとされています。

また、若年（10 代～23 歳）で親となった世帯は、中学卒あるいは高校中退である割合や、就業について非正規雇用の割合が高く、困窮度も高くなっており、若年の母親ほど心身ともに負担感が強い傾向があるとされています。

さらに、区内の虐待通報件数は増加傾向にあり、虐待は、心身や人格に重大な影響を与えることから、不安な兆候や課題を早期に発見し、発生を未然に防止することが重要となっています。

● 目標

支援を必要とする全ての人々が、一人ひとり社会とつながりを持ちながら健やかに暮らせることができる状態をめざします。

● 施策の展開

① 真に支援が必要な人や課題のあるすべての人への隙間のない支援

虐待などを受け、真に支援が必要な人に対して、早期発見から分離保護等の早期対応とともに、再発防止に向けた啓発・支援を行います。

地域で孤立しがちな高齢者をはじめ、障がい者、ひとり親家庭、ひきこもり・不登校の子どもなど課題のあるすべての人に対して、必要な制度やサービスが確実に届くよう、地域の関係者や各種支援専門機関等との連携を強化し、適切な対応・支援を行います。

また、課題のある児童・生徒を見落とさない仕組みとして、学校（教育分野）と区役所（福祉分野）が連携し、子どもと子育て世代の課題に対し、総合的支援を実施します。

生活に困りごとを抱えた人に対しては、「くらしの相談窓口いくの」による各種相談・就労支援を行い、個々の状況に応じた相談窓口へつなぐとともに、関係機関等と連携し、課題が複雑・困難化する前に自立できるよう包括的・継続的に支援します。

関連事業：要保護児童対策地域協議会、虐待防止研修会、子どもサポートネット、
「くらしの相談窓口いくの」（生活困窮者自立支援事業） など

② 貧困の連鎖を断ち切るための支援

家庭の経済的な状況に関わらず、子ども自身が生きる力を身につけ、自分の将来の夢を実現できるよう、学習意欲の向上と学習習慣の定着を図るとともに、家庭の事情などで放課後をひとりで過ごす子どもが安心して過ごせるために、地域や団体が取り組むこどもの居場所づくりを推進します。

若年出産世帯の貧困リスクが高い実情を踏まえ、公立の小学校・中学校のさまざまな教科・領域で実施している性（生）教育等の指導が充実するよう支援します。

高等学校中途退学の防止のため、中学生の段階から必要な情報提供や相談支援など適切な指導・助言を行うとともに、中途退学者に対する自立支援や居場所づくりに取り組みます。

関連事業：生きるチカラを育む課外授業、生きるチカラまなびサポート事業 など

3 すべての人々の人権を互いに尊重し認めあえる環境づくり

● 課題

すべての人は人間としての尊厳を持ち、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、人権という基本的な権利を生まれながらにして有しています。

一方で、現実には高齢者や障がい者、外国籍住民などのさまざまな人権に関する課題が今なお存在し、発生しています。そのような中、障がい者に対する差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供義務を定めた「障害者差別解消法」が制定されるなど、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて一層の取組が求められています。

生野区は従前から在日韓国・朝鮮人を初めとする外国籍住民の比率が市内で最も高く、現在は60か国以上の外国籍住民が暮らしている多国籍なまちですが、近年はベトナム国籍の住民の増加率が特に高まっています。

● 目標

区民参加・参画による人権課題の解決に向けた施策の展開により、すべての人々の人権が尊重され、日常的に地域社会の一員として暮らすことができている状態をめざします。

● 施策の展開

① 人々の多様性を尊重し、認めあえる環境づくり

従来の人権尊重・人権擁護への取組に加えて、障害者差別解消法による取組や、近年課題と認識されてきたLGBTをはじめとする新たな人権課題への理解を深め、偏見や差別意識をなくすよう取り組みます。

関連事業：地域人権講座、人権啓発事業 など

② 多文化共生に向けて

外国籍住民は、言葉や文化の違いから情報が届きにくく、必要な行政サービスの利用が困難で、地域コミュニティの輪に入りにくいなどによって、生きづらさを感じたり、誤解や差別につながりかねないことが問題となっています。

さらに、生野区では、外国籍住民の多数を占める在日韓国・朝鮮人の方々の高齢化等に伴う各種課題も生じています。

これら外国籍住民を取り巻く課題解決のため、今後とも、地域住民や地域団体、NPO等の多様な主体と協働して、外国籍住民が行政サービスや地域コミュニティなどから取り残されることがないように、必要に応じて外国籍住民のご意見などをお聞きしながら、様々な側面でのような方向性で取組を進めていきます。

これまでに引き続き、外国籍住民の多様な文化への理解促進や差別解消のための周知・啓発

を行います。

そして、近年増加しているニューカマーを含めたすべての外国籍住民に対し、防災マップや生活情報・各種行政手続き等について、やさしい日本語や多言語に対応するなど適切な情報発信・情報提供を行います。

また、外国籍住民が地域住民の一員として共に触れ合い学びあえる交流機会の提供等を通じて、地域コミュニティへの参画・協働を促すとともに、あらたな地域活動の担い手としての人材の発掘・育成にも取り組みます。

関連事業：「生野インターナショナルオープンフォーラム(仮称)」の開催、
行政情報の「やさしい日本語」「多言語化」の推進、
外国語表記の防災マップ作成、
区広報紙を使った外国籍住民の紹介 など

4 安心して子どもを産み育てることができる環境づくり

● 課題

少子化、核家族化が進んでいる中で、育児不安やストレスを感じた際に相談できる相手がいないために孤立することがないように、安心して子どもを産み育てることができる環境を充実させると同時に、子育てをより積極的に楽しめる環境づくりが必要となっています。

● 目標

次世代を担う子どもたちが健やかに育つための環境や相談支援体制があり、安心して子育てができることをめざします。

● 施策の展開

① ライフステージに応じた子育て支援の充実

区民が安心して子どもを産み育てることができる環境をつくるため、子育てに関する効果的な情報を提供するとともに、子育て支援機関等と連携・協力し、気軽に相談や交流できる機会を設けます。

さらに、子育て世帯が孤立することがないように、適切な専門機関へつなげることで、妊娠から出産、乳幼児期から就学期にわたる各ライフステージをトータルで支援します。

関連事業：いくの子育て応援事業、乳幼児発達相談体制強化事業、
発達に課題のある子どもの支援、発達障がいサポート事業、
家庭児童相談員事業、利用者支援事業、アラフォーママのつどい など

② 子育てが楽しくなるまちづくり

子育てを支援することに加え、子育て支援機関等と連携・協力し、親子で楽しめる子育て応援イベントなど、子育てがより楽しくなるような仕掛けづくりに取り組むとともに、生野のまちで子育てをしたくなるような積極的で楽しい情報を発信していきます。

関連事業：生きるチカラを育む絵本プロジェクト、ブックスタート事業、
子育て活動支援事業（こども子育てプラザ）、地域子育て拠点事業 など

第5章 推進を支える力

生野区における地域福祉活動の中心は、住民の身近な生活圏域である概ね小学校区を基本単位とする各地域まちづくり協議会の活動圏域で取り組まれているさまざまな活動であり、こうした、身近な地域でこれまで取り組んできた地域福祉活動について、住民自らが振り返り、現状どのような福祉課題やニーズがあるのか、また、今後どのような福祉コミュニティをつくり上げていくべきか等について、その地域住民が直接参加してプランを考え、計画的に取組を実行していくことがそれぞれの地域の福祉課題の解決に効果的であると考えられます。

このような各地域での行動プランの検討・作成を通して、住民の皆さんをはじめ地域に関わるすべての活動主体が、地域福祉やよりよい地域づくりに関心を持ち、幅広い人が参加できる取組を行うこと自体が、地域福祉の推進を支える力となります。

1 住民主体による福祉コミュニティ

従来、さまざまな地域における課題を、家族や近所の住民同士の「つながり」のもとで対応されてきましたが、昨今は、単身高齢世帯の増加、核家族化、社会的孤立などにより、住民同士のつながりなどの人間関係が希薄化し、地域における「つながり」が弱まってきています。

地域における福祉課題を解決するためには、地域住民一人ひとりが、主体的な姿勢をもち、「^{ひとごと}他人事」ではなく、「^{わごと}我が事」として「つながり」を持ち地域みんなで課題を考え、解決に結びつけることが重要となります。

このような「つながり」のある地域において、お互いが配慮し、存在を認めあい、支えあうことで、地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができるようになります。

さらに、主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような仕組みと、セーフティネットとしての専門的な保健・医療・福祉サービスなどがうまく連携し、「福祉コミュニティ」を形成することが重要となります。

2 多様な協働（マルチパートナーシップ）

地域福祉の実現のためには、地域住民をはじめ、地域で活動しているさまざまな活動主体がお互いに協力し支え合う関係づくりが必要となります。

そのためには、地域住民やNPO、社会福祉事業者、学校、企業等の活動主体と行政が地域福祉の担い手として、お互いを認め合い、連携を深め、それぞれが有する“つよみ”を発揮すること

で、多様な協働（マルチパートナーシップ）を推進していくことが重要となります。

地域福祉の担い手、さらには、福祉サービスの受け手が、それぞれに得意な分野を活かしてそれぞれが「できること・したいこと」でお互いに協力することにより、相手の状況や希望に応じたきめ細かい支援を行なっていくことができる仕組みづくりを支援していきます。

3 担い手づくり

地域においては、担い手の高齢化や固定化が進むとともに、深刻な担い手不足が生じており、地域福祉を進めるうえで主体的な担い手として活動できる多様な人材の確保が重要な課題となっています。

だれもが地域福祉活動に参加でき、何らかの担い手になれるような工夫として、活動時間に関しては、短時間での活動や、期間・曜日を限定することや、活動内容に関しては、地域福祉活動に寄附（寄付）をするなど、多様な活動内容を選択できるように工夫することが必要となります。

また、情報不足から地域福祉活動へ参加できていない人に対しては、だれもが気軽に参加できる活動の場や、イベント等への協力など、取り組みやすい活動事例の情報を積極的に発信することが必要で、若い世代には、ICTを活用することも有効と考えられます。

さらに、高齢者はこれまで支援される側と考えられていましたが、元気な高齢者が支援する側として活動することで、高齢者自身のいきがいづくりや介護予防にもつながることから、高齢者が地域福祉活動に参加するきっかけづくりの機会を提供し、実践につなげていくことが必要となります。

地域には多様な担い手の候補者が潜在していると思われることから、若年世代をはじめ、団塊の世代の人々、福祉分野以外の地域活動の担い手たち、さらには将来の担い手となる小中学生などのこどもに対する、地域福祉活動への興味・関心、そして参加に向けた働きかけが有効な取組となります。

これまで地域福祉活動の中心的な役割を果たしてきた人たちだけでなく、これまで地域福祉活動への関わりが薄かった人たちも含めて、ともに地域福祉活動の担い手となる地域主体の取組を支援します。

編集・発行

大阪市生野区役所保健福祉課

〒544-8501 大阪市生野区勝山南 3-1-19

電話 06-6715-9857・FAX 06-6717-9967